

美咲町立学校施設使用条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美咲町立学校施設使用条例(平成17年美咲町条例第122号。以下「条例」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用対象施設)

第2条 使用することができる学校施設は、次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 運動場
- (3) 音楽棟

(使用の許可)

第3条 学校施設を使用することができるものは、原則として美咲町内に在住・在勤又は在学する者が代表者として成人を含む10人以上の団体を構成し、教育委員会に登録した場合に限り許可する。

2 前項に規定する利用を希望する団体は、学校施設使用団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、団体登録を受けなければならない。

(管理責任者)

第4条 管理責任者は、登録団体の代表者とする。

2 管理責任者は、施設利用にあたり社会的良識をもって施設等の管理、使用者の安心安全確保に当たるものとする。

3 前項の義務を怠った場合においては、前条の団体登録を取り消すことがある。

(使用申込)

第5条 学校施設を使用する団体の代表者はあらかじめ校長の承諾を得て、その使用3日前までに学校使用許可申請書(様式第2号)を教育委員会に提出し、許可を得なければならない。

(使用日誌の提出)

第6条 管理責任者は、施設の管理及び活動の状況を学校施設使用日誌に記載し、教育委員会に提出しなければならない。

(使用料等の減免)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第6条の規定により、使用料等を減免し、又は免除することができる。

- (1) 公共団体が公の目的をもって使用する場合
- (2) スポーツ少年団が使用する場合
- (3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(使用料等の減免申請)

第8条 使用料等の減免(免除)を受けようとする者は、学校施設使用料減免申請書(様式第3号)。次項において「減免申請書」という。)に、その団体等の規約、事業計画書、収支予算書など活動状況の参考となる資料を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が適当と認めるときは、資料の提出を省略することができる。

2 教育長は、前項の規定により提出された減免申請書を審査し、減免することと決定したときは、その内容及び減免決定期間(使用料等を減免

(免除)する期間をいう。)を学校施設使用料減免(免除)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(事務)

第9条 この規則に係る事務処理は、生涯学習課及び各総合支所で行うものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 美咲町立学校施設使用料徴収規則(平成17年美咲町教育委員会規則第23号)は、廃止する。